

宮崎県におけるカサゴ資源回復の取組

宮崎県水産政策課漁業・資源管理室 荒武 久道

1. 宮崎県における資源管理の進め方

宮崎県では2005年（平成17年度）からカサゴの資源回復に取り組んでいる。本県の沿岸漁業におけるカサゴの順位は、生産量、生産額ともに決して上位ではない。しかしながら、約280種にも及ぶ多種多様な資源を複合的に利用している本県の沿岸漁業を安定的に持続させるためには、上位の資源の管理のみでは不十分であり、中～下位の資源をも含めた幅広い資源管理が必要なのである。

水産資源を維持・回復させるためには、その資源の状況を正しく理解し、それに応じた措置を設定することと、一旦取り決めた措置にあっても、その後の資源状況の変化に応じて柔軟に変更することが重要であることは言うまでもない。また、決められた措置の確実な実行のためには、その主な実行者たる漁業者が、措置の意義を正しく理解し、実行に関して合意する必要がある。これらのことを踏まえ、より適正な資源管理が行えるよう、本県は平成23年度に「宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針」を定め、沿岸資源の利用・管理体制を整備した。この体制では、宮崎県資源評価委員会において評価した資源状況に基づいて定めた資源管理の基本的な方向性を宮崎県資源管理指針に示し、漁業者はこの指針に従って資源管理計画を協議の上に策定、実行、その結果を資源評価において評価し、必要に応じて管理措置を見直すこととしている。

2. 取組への合意形成までの道のり

今回紹介する本県のカサゴの資源回復の取組は、この体制整備に先立って始められたものであるが、現在と同様のしくみにより策定、実行されているものであり、本県における資源管理のモデルケースとも言えるものである。

カサゴの資源回復計画を策定するにあたり行った資源評価では、カサゴの資源状況は極めて深刻であり、それを受けてつくられた資源回復計画案は、それまで自由漁業であったかさご延縄漁業の漁期を半分以下に制限するなど強度の漁獲制限を含むものとなった。実行までの過程で様々な反対意見も生じたが、科学的な根拠を示しながら行った行政、水試、関係団体を含めた度重なる協議により、漁業者の理解と合意形成がなされたのである。

3. 実行性を高めるために

漁業者の合意を得た計画内容であるが、この実行をより確実なものとするために、かさご延縄漁業を対象とした漁期、漁獲努力量の上限（～2009年まで）、漁獲数量の上限（2010年～）の設定について、さらに全漁業と遊漁までを対象とした禁漁区及び採捕サイズの制限（全長18cm）については海区漁業調整委員会指示の発出を行った。また、漁獲努力量及び漁獲数量の上限の実行を随時把握するため、かさご延縄漁業者全員が毎月の出漁日数、漁獲数量等を県へ報告することとした。なお、この報告は、資源評価を行う上で重要な資料にもなった。

4. これからのカサゴ資源管理

カサゴの資源回復計画は平成26年度を終期としている。その前年度である今年度に行われた資源評価委員会では、「資源尾数は確実に増加していることから、現在の資源回復の取組は妥当」との評価を得ており、回復計画終了後、種苗放流を止め、さらに2割程度の漁獲強度増大があっても、漁獲量22トン前後、資源量120トン前後で安定すると予測されている。この数値は、回復計画に定めた資源回復目標である漁獲量30トン、資源量210トンには達していないが、これも、これまでに繰り返し行ってきた資源評価によって、より本県沿岸の実情や特性にあったものに修正されてきた結果であると考えている。もちろん、回復計画終了後もカサゴの資源状況の監視を継続し、その状況に応じた措置の変更を続けることとしている。